

千歳市技能功労者表彰規則

平成 12 年 10 月 18 日 規則第 69 号

(改正 平成 16 年 10 月 26 日 規則第 46 号)

(目的)

第1条 この規則は、永年にわたり同一の職業に従事し、技能を通じて市の産業の発展に貢献した者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位向上を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は、次に定める要件を満たす者とする。

(1) 市内に5年以上居住し、かつ、市内の事業所に勤務している者(事業所を営む者を含む。)

(2) 優れた技能を持ち、業界の技能水準の向上に貢献した者

(3) 同一の職種において 20 年以上の経験を有し、かつ、現に当該職種に就業している者

(4) 職業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、技術者の育成に寄与した者

(5) 勤務実績、日常の行為等において他の技能者の模範と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、技能に関する工夫、改善等により労働者の地位向上、産業の発展及び生産性の向上に特に寄与し、前項に規定する者と同等の功績があると認められるものは、これを表彰することができる。

(対象職種)

第3条 表彰の対象とする職種は、別表のとおりとする。ただし、市長が適当と認めるときは、同表に定める職種以外のものであっても、これを対象とすることができる。

(推薦等)

第4条 表彰は、別表に掲げる職種の企業又は団体の推薦に基づき、市長が被表彰者に表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

2 前項の企業又は団体の長(以下「推薦者」という。)は、毎年7月1日の調査により第2条の規定に該当すると認められる者がいるときは、次に掲げる書類を添付して市長に推薦するものとする。

(1) 推薦書(第1号様式)

(2) 推薦調書(第2号様式)

(3) 履歴書(第3号様式)

(委員会の設置)

第5条 被表彰者を選考するため、千歳市技能功労者選考審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、技能団体関係者等の中から市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するときまで在任するものとする。

- 2 欠員のため委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第8条 委員会は、会長が招集する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開く事ができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、11月に行う。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、表彰の時期を変更することができる。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に市長が別に定めるところによりなされた推薦は、第4条第2項の規定によりなされた推薦とみなす。

附 則(平成16年10月26日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

職業分類及び職種		
職業分類	職種	
1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工及び製鋼工	製鉄工、製鋼工、鋳物用鉄溶解工、鋳鉄連続鋳造工、造塊用鋳型補修工等
	(2) 非鉄金属製錬工	非鉄金属溶解炉工、非鉄金属浸出・浄液工、非鉄金属電解工、銅製錬工(電解法を除く。)、貴金属製錬工、半導体材料製錬工(多結晶シリコン等)、金属ウラン製錬工、非鉄金属鋳込造塊工等
	(3) 鋳物工	調砂工、手込造型工、機械込造型工、鋳込工等
	(4) 鍛造工	刃物製造工、鋳造操炉工、自由鍛造工(火づくり工)、型打鍛造工、手かじ(鍛造)工等
	(5) 金属熱処理工	金属熱処理工
	(6) 圧延工	圧延加熱炉工、熱間圧延工、冷間圧延工、造管工、圧延仕上工、圧延ロール整備工等
	(7) 伸線工	伸線工
	(8) 金属材料製造検査工	原材料試験検査工、中間製品検査工、非破壊検査工等
	(9) その他	金属材料原料工、スクラップ整理工、鋳物仕上 工、粉末冶金焼結体製造工等
2 金属加工の職業	(1) 金属工作機械工	旋盤工、ボール盤工、中ぐり 割工、フライス盤工、歯切盤工、研磨盤工、金属特殊加工機工、数値制御金属工作機械工等
	(2) 金属プレス工	打抜プレス工、成形プレス工、プレス刻印工、数値制御プレス工等
	(3) 鉄工、びょう打工及び製缶工	鉄工、びょう打工、製缶工、てんげき工、金枠仕上工等
	(4) 板金工	板金工及び建築板金工
	(5) めっき工	電気めっき工、溶融めっき工、化学めっき工、真空蒸着めっき工、陽極酸化処理めっき工等
	(6) 針金製品・針・ばね製造工	針金製品製造工、針・ピン製造工、くぎ類製造工、ばね製造工等
	(7) 金属研磨工	金属研磨工等
	(8) 金属手仕上工	金属手仕上工

	(9) 金属彫刻工	彫金工、機械彫刻工、腐食彫刻工、飾り職等
	(10) 金属製家具・建具製造工	金属製家具製造工及び金属製建具製造工
	(11) 金属製品製造工	工具類製造工(刃物を除く。)、金具製造工等
	(12) 金属加工・金属製品検査工	金属検寸工、びょう打検査工、めっき検査工、金属製家具・工具検査工等
	(13) その他	けがき工、ろう付工、半田付工、金属切断工(刃物によるもの)、金型取付工等
3 金属溶接・溶断の職業	(1) 電気溶接工	アーク溶接工、抵抗溶接工、自動電気溶接機運転工、溶接ロボット運転工等
	(2) ガス溶接工及びガス切断工	ガス溶接工及びガス切断工
4 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 原動機組立工	エンジン組立工及びタービン組立・調整工
	(2) 金属加工機械組立工	金属工作機械組立工等
	(3) その他の一般機械器具組立工	特殊産業用機械組立工、その他の機械器具組立工、機械部品組立工等
	(4) 一般機械器具修理工	機械修理工、機械検査工等
5 計器・光学機械器具組立て・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	機械時計組立・調整工、電気時計組立・調整工、時計類似機器組立・調整工、時計・時計類似機器修理工等
	(2) 計器組立工・修理工	電気計器組立工、ガス・水道メータ組立工、温度計組立工、圧力計組立工、度量衡器製造工、計器調整・修理工等
	(3) 光学機械器具組立工・修理工	眼鏡組立工、光学計測器組立工、光学機械組立工、光学機械器具調整工、光学機械器具修理工等
	(4) レンズ研磨工・調整工	光学レンズ工、バルサムはり合せ工等
	(5) その他	めがね調整・加工工、時計検査工、計器検査工、光学機械機具検査工、レンズ検査工等

6 電気機械機具組立・修理の職業	(1) 発電機・電動機組立工・修理工	発電機組立・調整工、電動機組立・調整工、発電機・電動機修理工等
	(2) 配電・制御装置組立工・修理工	変圧器組立・調整工、配電盤・制御盤組立・調整工、開閉制御機器組立工、電気機械部品組立工、配電・制御盤修理工等
	(3) 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	電熱・照明器具組立工、電動機応用製品組立工、民生用電子・電気機械器具修理工等
	(4) 電気通信機械器具組立工・修理工	電気通信機器組立工、ビデオ・音響機器組立工、電気通信機器調整工、ビデオ・音響機器調整工、電気通信機器修理工等
	(5) 電子応用機械・器具組立工	電子計算機組立・調整工、エックス線応用装置組立・調整工、医療用電子機器組立・調整工、レーザー応用加工機器組立・調整工、電子複写機組立・調整工等
	(6) 半導体製品製造工	半導体チップ製造工、半導体ダイシング工、半導体組立工、半導体封止工、半導体外装処理工等
	(7) 電球・電子管組立工	電球・電子管等自動組立機操作員、電子管・特殊電球製造工、電球・電子管部品組立工等
	(8) 電子機器部品製造工	電子機器用コイル・トランス製造工、電子機器用抵抗器製造工、電子機器用コンデンサー製造工、振動子組立工、プリント基板組立工、電子機構部品組立工、音響部品組立工等
	(9) 束線工	束線工(ワイヤー・ハーネス工)
	(10) 被覆電線製造工	ねん 燃 線工、押出被覆線製造工、紙巻線製造工、 編組工、被鉛工及び がい 鎧 装工
	(11) 乾電池・蓄電池製造工	乾電池製造工及び蓄電池製造工
	(12) 電気機械器具検査工	発電機、電動機検査工、配電・制御装置検査工、民生用電子・電気機械器具検査工、電気通信機械器具検査工、電子応用機器検査工、電子部品検査工等
	(13) その他	内燃機関電装品組立工、磁気記録媒体製造工、特殊電子部品製造工、電気機械器具保守員等

7 電気作業者	(1) 発電員及び変電員	発電員、送電員、変電員、配電員等
	(2) 送電線架線工	送電線架線工
	(3) 配電線架線工	配電線架線工
	(4) 通信線架線工	通信線架線工
	(5) 電信電話機据付工・保守工	放送装置据付・保守工、通信装置据付・保守工及び電話装置据付・保守工
	(6) 電気工事作業者	電気配線工事作業者、電気工事検査員、産業用電気機械・装置据付工等
8 輸送用機械器具組立て・修理の職業	(1) 自動車組立工	自動車部品組立工、自動車車体・車台組立工、自動車 ^ぎ 艀装組立工等
	(2) 自動車整備・修理・板金工	自動車整備工、自動車修理工及び自動車板金工
	(3) 航空機組立工・整備工	航空機部品組立工、航空機総組立工、航空機 ^ぎ 艀装工、航空機整備工等
	(4) 鉄道車両組立工・修理工	車両機械組立工、車両組立工、車両 ^ぎ 艀装工及び車両修理工
	(5) 自転車組立工・修理工	自転車組立工及び自転車修理工
	(6) 船舶 ^ぎ 艀装工	甲板部 ^ぎ 艀装工、船舶機関部 ^ぎ 艀装工、船舶室内 ^ぎ 艀装工等
	(7) 輸送用機械器具検査工	自動車検査工、航空機検査工、鉄道車両検査工、自転車検査工及び船舶検査工
	(8) その他	船舶修理工、鉋車類組立・修理工等
9 紡糸の職業	(1) 粗紡工及び精紡工	混打綿工、せつりゅう(^{しつそ} 櫛 梳)工、連条工、粗紡工、精紡工及びがら紡工
	(2) 合糸 ^{ねん} 工、撚糸 ^{ねん} 工及び加工糸工	合糸 ^{ねん} 工、撚糸 ^{ねん} 工、合撚 ^{ねん} 糸工及び加工糸工
	(3) 揚返工及びかせ取工	揚返工及びかせ取工

	(4) その他	製糸工、紡績前処理工、トップ・ケーキ保全工、糸巻工、糸検査仕上工、製綿・綿打直工等
10 織布及びその 関連職業	(1) 織機準備工	整経工、管巻工、へ通工、機ごしらえ工等
	(2) 織布工	織布工
	(3) 漂白工及び精練 工	精練工、漂白工及び漂白整理工
	(4) 染色・仕上工	染物職、浸染工、 ^{なつ} 擦 染工、色合せ工、蒸熱工、 友禅染工、染色仕上工等
	(5) 編物工及び編立 工	ニット生地編立工、ニット製品編立工、機械レー ス編工、編機準備工及び手編工
	(6) フェルト・不織布 製造工	フェルト製造工、フェルト帽体工及び不織布製造 工
	(7) 綱・縄・ひも製造 工	綱製造工、縄製造工及びひも製造工
	(8) 網製造工	製網工及び網修理工
	(9) その他	擬革製造工、リノリウム製造工、油布製造工、織 布製造工、織布後処理工、織布等検査工等
11 衣服・繊維製品 製造の職業	(1) 婦人・子供服仕 立職	婦人・子供服仕立職、婦人・子供既製服仕立工 及び婦人服修理工
	(2) 男子服仕立職	男子服仕立職、男子既製服仕立工及び男子服 修理工
	(3) 和服仕立・修理 職	和服仕立職、和服修理職等
	(4) 帽子製造工等	制帽工、帽子飾付工及び帽子修理工
	(5) 裁断工	パタンナー、機械裁断工及び手裁断工
	(6) ミシン縫製工	衣服ミシン縫製工、衣服以外のミシン縫製工及び 特殊ミシン縫製工
	(7) ^{しゅう} 刺 繡 工	機械刺 ^{しゅう} 繡 工、手刺 ^{しゅう} 繡 工、刺 繡 補修工等
	(8) その他	繊維製品検査工、繊維製品仕上工、皮革製衣服 仕立工、カンバス製品製造工、寝具仕立工等
12 建設の職業	(1) 大工	建設大工、宮大工、橋 ^{りょう} 梁 工等
	(2) 型枠工	コンクリート枠組工、型枠解体工等
	(3) 鉄筋工	土木鉄筋工及び建築鉄筋工

	(4) とび工	建築とび工、取壊し作業員及びとび工
	(5) れんが積工、タイル張工及びブロック積工	れんが積工、タイル張工、石張工、ブロック積工等
	(6) 屋根ふき工	かわらふき工、スレートふき工、わら屋根ふき工等
	(7) 左官	左官、木舞工及び屋根左官
	(8) 配管工及び鉛工	配管工及び鉛工
	(9) 畳工	畳工
	(10) 熱絶縁工	耐火被膜工、保温工、保冷工及び防露工
	(11) 内装仕上工	金属建具取付工、建具ガラスはめ込工、室内装飾工等
	(12) 防水工	土木工事防水工、建築工事防水工等
	(13) 潜水作業	潜水作業
	(14) その他	かん 井戸手掘工、潜函工、水道工事検査工、測量員及び建築塗装工
13 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木・舗装作業	建設・土木作業員、舗装作業員等
	者	
	(2) 鉄道線路工事作業者	保線工、軌道工、軌条工及び軌道舗石作業員
14 建設機械運転の職業	(1) 建設用機械運転工	建設用機械運転工、コンクリート機械運転工、舗装機械運転工、 しゅんせつ 浚渫機械運転工等
15 農業	(1) 植木職及び造園師(工)	植木職、造園工、園芸装飾師等
16 窯業製品製造の職業	(1) 窯業原料工	原料工、ガラス熔融炉工、窯業土練工、シャモット工等
	(2) ガラス製品成形工	ガラス成形工、ガラス吹工、ガラス押型工、ガラス熱処理工等
	(3) ガラス製品加工工	ガラス熱加工工、ガラス切断工、ガラス研磨工、ガラス繊維工、鏡銀引き工等
	(4) 陶磁器製造工	ろくろ成形工、プレス成形工、陶磁器研磨工、陶磁器レース加工工、陶磁器焼成工等

	(5) ゆう 施 釉 工 及び ほう ろうがけ工	ゆう ゆう 釉 薬工、釉 薬かけ工 及び ほうろう焼入・仕上 工
	(6) 窯業絵付工	陶磁器画工、転写絵付工、陶磁器吹付工、絵付 仕上工、金盛絵付工等
	(7) ファインセラミック 製品製造工	ファインセラミック製品製造工
	(8) セメント製造工	セメント焼成工 及び セメント粉砕工
	(9) セメント製品製造 工	コンクリートブロック製造工、コンクリートブロック パネル製造工、セメントスレート製造工、コンクリ ートパイプ製造工等
	(10) れんが・かわら 類製造工	れんが・かわら類成形工、れんが・かわら類切断 工、れんが・かわら類乾燥工、れんが・かわら類 焼成工等
	(11) 石灰・石灰製品 製造工	石灰製造工、ドロマイト製造工、石 膏 製造工 及 び石 膏 製品製造工
	(12) 七宝工	七宝工
	(13) 窯業製品検査工	ガラス製品検査工、陶磁器検査工、れんが・かわ ら類検査工等
	(14) その他	るつぼ製造工、研磨用材製造工等
17 採鉱・採石及び その他の採掘の 職業	(1) 採鉱員	採炭従事者 及び ローダー運転工 (金属・非金属)
	(2) 採炭員	採炭従事者 及び ローダー運転工 (石炭)
	(3) 石切出作業者	石切出作業者
	(4) じゃり・砂・粘土採 取作業者	じゃり採取作業者、粘土採取作業者 及び 庭石採 取作業者
	(5) ダム・トンネル掘 削工	ダム・トンネル掘削工
	(6) さく 鑿 井工、採油工 及び天然ガス採取 工	ボーリング工、石油・天然ガス採取工等
	(7) 支柱員	支柱員

	(8) 坑内運搬員	坑内運搬員
	(9) 選鉱員及び選炭員	選鉱工、選炭工及び鉱石類粉碎工
	(10) その他	発破員、坑内保守員、鉱石検定員等
18 土石製品製造の職業	(1) 石工	石割工、石切工、石研磨工、石彫工、墨出工、石積工等
	(2) その他	石細工工、マイカカット工、石綿製品製造工及びすずり製作工
19 化学製品製造の職業	(1) 化学工	化学原料仕込工、化学反応工、電解工、電気炉工(化学)、分離・蒸留・乾留工、 ^{ばい} 焙 ^か 焼・煅焼工等
	(2) 石油精製工	石油分離工、石油精留工、石油タンク工等
	(3) 化学繊維工	原液調整工、化学繊維紡糸工、化学繊維後処理工及び化学繊維製練・漂白工
	(4) 油脂加工工	硬化油工、油脂分解工、石 ^{けん} 鹼製造工等
	(5) 医薬品・化粧品製造工	医薬品製造工、抗生物質種母培養工及び化粧品製造工
	(6) その他	化学製品原料粉碎工、化学製品検査工、製塩工、合成洗剤製造工、感光材料製造工、塗料・絵具・インキ製造工、クレヨン・鉛筆 ^{しん} 芯・墨製造工、ろうそく製造工、農薬・殺虫剤製造工、花火製造工等
20 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム工	ゴム製造工及び再生ゴム工
	(2) ゴム製品製造工	ゴム成形工、加硫工、ゴム製品仕上工等
	(3) タイヤ製造工・修理工	タイヤ成形工、タイヤ加硫工、タイヤ仕上工及びタイヤ修理工
	(4) プラスチック製品成形工	プラスチック成形工及び積層成形工
	(5) プラスチック製品加工工	プラスチック切削機械工、プラスチック研磨工、プラスチック接合工及びプラスチック細工仕上工

	(6) ゴム・プラスチック製品検査工	タイヤ検査工、ゴム製品検査工及びプラスチック製品検査工
	(7) その他	ゴム・プラスチック塗布工、ゴム・プラスチック裁断工、ゴム接合工、原料プラスチック処理工等
21 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 製材工	原木切断工、製材段取工、機械のこ工、手のこ工等
	(2) チップ製造工	チップ製造工
	(3) 合板工	台板製作工、テックス板製造工等
	(4) 木工	機械木工、木型木工、箱根細工工等
	(5) 木製家具・建具製造工等	指物職、木製家具製造工、木製建具製造工等
	(6) 船大工	船大工
	(7) 木製おけ・たる製造工	おけ・たる製造工及びおけ・たる修理工
	(8) 曲物製造工	曲物製造工
	(9) げた製造工	げた製造工
	(10) 木彫工	木彫工、仏像彫刻師等
	(11) 竹細工工	竹骨製造工、竹かご・ざる製造工、竹すだれ製造工、釣竿製造工等
	(12) ^{とう き} 藤・杞柳製品製造工	^{とう き} 藤製品製造工及び杞柳製品製造工
	(13) 草・つる製品製造工	稲わら製品製造工、麦わら製品製造工、い草製品製造工等
	(14) 木・竹・草・つる製品検査工	木材検査工、合板検査工等
	(15) その他	車大工、木材製品処理工、木場とび工、木製運動用品製造工等
22 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ工及び紙料工	パルプ工及び紙料工
	(2) 紙機械すき工	抄紙工及び抄紙仕上工
	(3) 紙手すき工	紙手すき工

	(4) 加工紙製造工	段ボール製造工、塗工紙製造工、防水紙製造工、変性加工紙製造工等
	(5) 紙器製造工	紙箱製造工、大型紙袋製造工、紙管筒製造工、紙製食器製造工、ファイバーチューブ・コーン製造工等
	(6) 紙製品製造工	小型紙袋製造工、紙ひも製造工、紙折・水引結工
	(7) その他	紙裁断工、紙加工工、紙仕上検査工等
23 印刷・製本の職業	(1) 文字組版作業員	機械植字作業員、写真植字機オペレーター、電算写植機オペレーター及び活字組版作業員
	(2) 製版作業員	製版作業員（電子製版を除く。）、製版カメラ作業員、版下製作作業員、電子製版作業員等
	(3) 印刷作業員	凸版印刷作業員、オフセット印刷作業員、グラビア印刷作業員、スクリーン印刷作業員、ビジネスフォーム印刷作業員、シール印刷作業員、木版画刷り師等
	(4) 印刷物光沢加工作業員	印刷物光沢加工作業員
	(5) 製本作業員	製本作業員
	(6) その他	はく 活字製造作業員、校正作業員、箔押し作業員、印刷製本検査作業員等
24 革・革製品製造の職業	(1) 製革工	製革準備工、なめし工及び製革仕上工
	(2) 靴製造工・修理工	革靴製造工、革靴修理工、革スリッパ製造工及び革サンダル製造工
	(3) その他	革裁断工、革打抜工、革縫製工、革具加工工、革・革製品検査工等
25 飲料・たばこ製造の職業	(1) 製茶工	緑茶製造工及び紅茶製造工
	(2) 酒類製造工	杜氏、清酒製造工、ビール製造工、果実酒製造工、ウイスキー製造工、焼酎製造工等

	(3) 清涼飲料製造工	清涼飲料製造工
	(4) たばこ製造工	たばこ原料処理工、たばこ配合工、葉ごしらえ工、裁刻工、たばこ巻上工、葉巻製造工等
	(5) その他	ばいせん コーヒー豆 焙 煎 工、粉末飲料製造工、氷菓製造工、飲料・たばこ検査工等
26 食品原料製造の職業	(1) 精穀工及び製粉工	精穀工及び製粉工
	(2) 製糖工	粗糖製造工、精糖工、角砂糖製造工、氷砂糖製造工及び てん 菜糖製造工
	(3) 味噌・醤油製造工	味噌製造工及び しょう 油製造工
	(4) 動植物油脂製造工	油脂前処理工、採油工、精油工、食用油脂製品製造工等
	(5) その他	調味料製造工(他に分類されないもの)、酵母・こうじ製造工(他に分類されないもの)、配合飼料製造工、食品原料検査工等
27 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	製めん工、即席めん類製造工、春雨製造工、ワンタン・シューマイ皮製造工等
	(2) パン・菓子製造工	パン・焼菓子製造工、洋生菓子製造工、和生菓子製造工、和干菓子製造工、あめ・キャンディー製造工、チョコレート製造工、チューインガム製造工等
	(3) 豆腐・湯葉・こんにゃく・ふ・製造工	豆腐・豆腐加工食品製造工、湯葉製造工、こんにゃく製造工及びふ製造工
	(4) 缶詰・瓶詰食品製造工	缶詰・瓶詰食品調理工、缶詰・瓶詰工、殺菌加熱工等
	(5) 乳・乳製品製造工	市乳製造工、粉乳製造工、練乳製造工、バター製造工、チーズ製造工、乳酸飲料製造工等
	(6) 水産物加工工	かつお節類製造工、魚介薫製製造工、魚介干物製造工、水産練物製造工、昆布加工工、寒天製造工、つくだ煮製造工等

	(7) 肉製品製造工	精肉工、ハム・ベーコン・ソーセージ製造工等
	(8) 野菜漬物工	野菜漬物工
	(9) その他	低温・保存食品製造工、惣菜類調整工、食料品検査工等
28 装身具等身の回り品製造の職業	(1) かばん・袋物製造工・修理工	かばん・袋物製造工及びかばん・袋物修理工
	(2) がん 玩具製造工	がん 玩具組立工、人形製造工、がん 玩具・際物製造工等
	(3) 楽器製造工	ピアノ組立工、オルガン組立工、打楽器組立工、弦楽器組立工、管楽器組立工、和楽器組立工、電気・電子楽器組立工、楽器調整検査工、楽器修理工等
	(4) 模型・模造品製作工	模型製作工、小道具製作工、マネキン人形製作工、かつら・ヘアピース製作工、義肢・装具製作工、造花製造工等
	(5) 和傘・ちょうちん・うちわ製造工	和傘製作工、ちょうちん製作工、ぼんぼり製作工、うちわ製作工、扇子製作工等
	(6) 洋傘製造工	洋傘製作工及び洋傘修理工
	(7) ほうき・ブラシ製造工	ほうき製作工、ブラシ製造工及びたわし製造工
	(8) 漆器工	漆工、漆器加飾工、まき 蒔絵師、はく 箔押沈金工等
	(9) 貴金属・宝石細工工	貴金属細工加工工、宝石細工加工工等
	(10) 甲・角・貝・きば細工工	べっ 鱧 甲細工工、貝細工工及び角・きば類細工工
	(11) 印判師	印判工、印章彫刻工、スタンプ製造工等
	(12) その他	筆記用具製造工、運動具製造工、児童用乗物製造工、喫煙具製造工、マッチ製造工、装身具等身の回り品検査工、毛筆製造工等
29 定置機関・機械運転の職業	(1) 汽かん士	ボイラーオペレーター
	(2) 起重機・巻上機運転工	起重機運転工、巻上機運転工及びコンベア運転工
	(3) ポンプ・ブロワー・コンプレッサ運転士	ポンプ運転工、空気移送装置運転工、送風機運転工及びコンプレッサ運転工

	(4) その他	内燃機関運転工、冷凍機運転工、ケーブル機関運転工、玉掛工等
30 生活衛生サービスの職業	(1) 理容師	理容師
	(2) 美容師及び着付師	美容師、全身美容師、衣装着付師等
	(3) クリーニング工	クリーニング工
	(4) 洗張工	洗張工
31 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	日本料理人、西洋料理人、中華料理人、給食調理人等
	(2) バーターテンダー	バーターテンダー
	(3) 給仕従事者	飲食物給仕等
32 その他の技能工、生産工程の職業	(1) 内張工	家具類内張工、乗物内張工、小箱覆い工、椅子張工等
	(2) 表具師	表具師等
	(3) 塗装工	塗装前処理工、木工塗装工、金属塗装工、塗装仕上工等
	(4) 画工及び広告美術工	画工、広告美術工、傘・ちょうちん・うちわの絵付け工、人形彩色師等
	(5) 映写技師	映写技師
	(6) 製図工及び写図	製図工及び写図工
	(7) 現図工	現図型取工、構造物現図工、乗物現図工等
	(8) 包装工	機械包装工、箱詰・袋詰工、充 ^{てん} 填工、封止工及びラベルはり工
	(9) その他	写真工、製氷工等
33 その他	1から32までの職業分類に属さない技能的職種	フラワー装飾師、装飾師等

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

推 薦 書

千歳市長 様

推薦団体名

代表者氏名

次の者は、千歳市技能功労者表彰を受けるにふさわしい者と思われますので、関係書類を添えて推薦します。

記

1 被推薦者氏名

2 添付書類

(1) 推薦調書(第2号様式) 1部

(2) 履歴書(第3号様式) 1部

第2号様式(第4条関係)

推 薦 調 書

職 種 名				所 属 事 業 所 名			
職 名							
(ふりがな) 氏 名				本 籍 地			
				現 住 所			
生 年 月 日		年 月 日 (歳)		電 話 番 号			
最 終 学 歴				受 賞 歴			
訓 練 歴							
経 歴	職 種	在 職 期 間	勤 務 先	在 職 年 数	免 許 ・ 資 格 等	免 許 ・ 資 格 名	取 得 年 月 日
				年 月 通 算 (・)			
技 能 者 の 概 要	1 技能を通じて市の産業発展等に貢献した事項 2 技能者としての現役性についての事項 3 後進の指導育成等についての事項 4 作業の改善及び生産性の向上についての事項 5 その他						

第3号様式(第4条関係)

履歴書

氏名
本籍地
現住所
生年月日 年 月 日

学歴

職歴

賞罰